

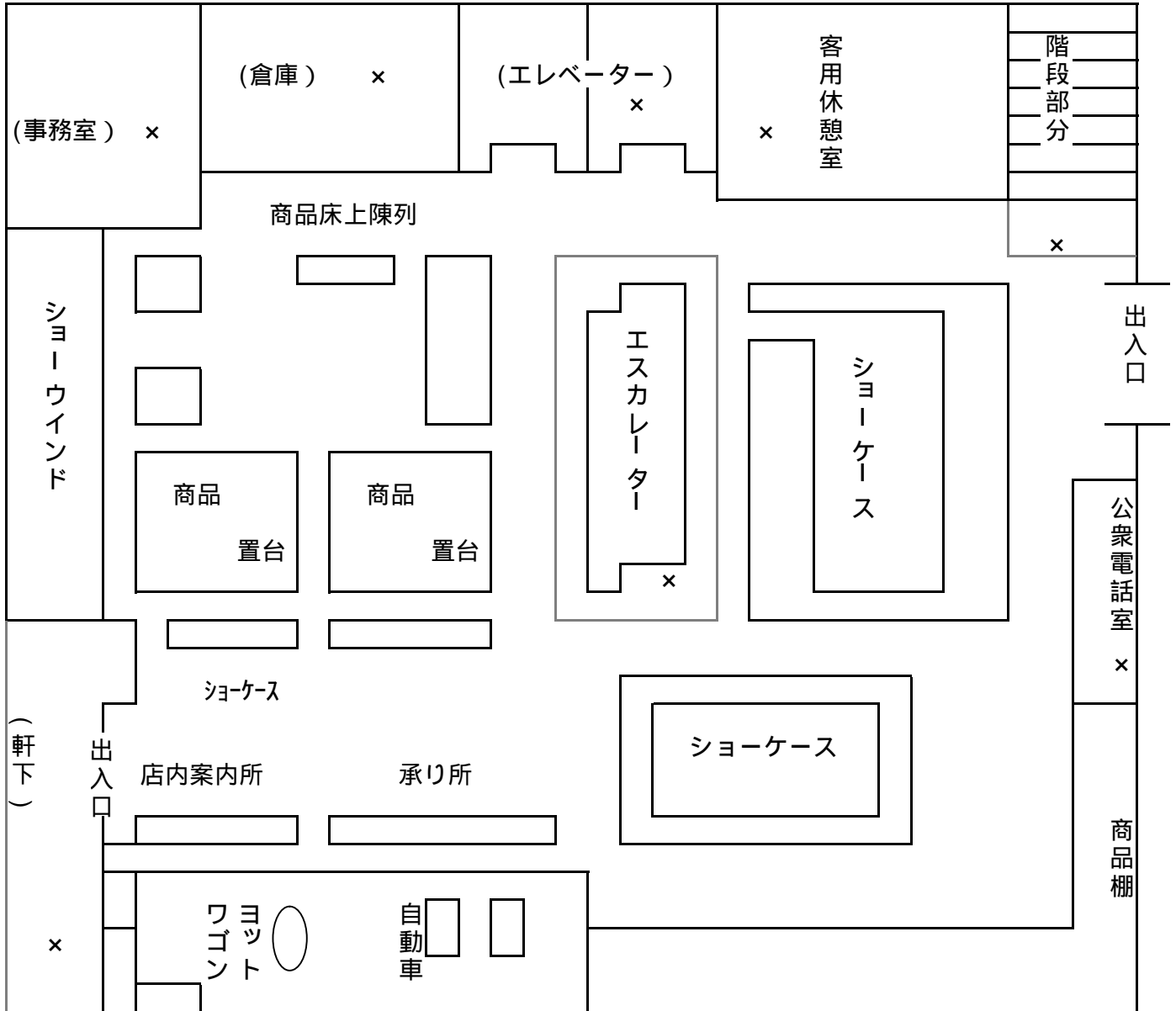
- * 「床面積」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で、壁その他の区画の中心線囲まれた部分の水平投影面積をいう（建築基準法施行令第2条第1項第3号）。
- * 「店舗面積」の範囲については通商産業省産業政策局通達54産局362号により、次のように統一的に解釈することとしている。

1. 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義
(1) 売 場	小売業者が使用权を有し、直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分は、売場とみなす。
(2) 売場間の通路	売場と売場を結ぶ客用通路を（売場でない部分を通るものを含み、建物と建物を結ぶための上空通路、地下道等は含まない。）をいい、店舗に含む。
(3) ショーウィンドー	小売業者が自ら設けたショーウィンドーは、店舗面積に含む。但し、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドーは、店舗面積に含まない。
(4) ショールーム等	小売業者が自ら設けたショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は、実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
(5) サービス施設	小売業者が自ら設けた手荷物一時預かり所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(6) 承り所等	小売業者が自ら設けた写真の現像、焼付け及び引き伸ばし承り所、クリーニング承り所、洋服及びワイシャツ等の仕立承り所並びにカタログコーナー等をいい、店舗面積に含む。
(7) 物品の加工修理場のうち顧客からの引き受け（引渡しを含む）のように直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は、修理の顧客からの引受け（加工又は修理のための物品の引渡しを含む）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

2. 店舗面積に含まない部分

部分名	定義
(1) 階段	上り階段および下り階段とも、最初の階段（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹き抜きの部分をふくむものをいい、店舗面積に含まない。ただし、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の階鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業者のように供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む）部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、エスカレーターの周辺に防災用シャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹き抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。
(4) 連絡通路	建物と建物を結ぶための上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の通路をいい、当該部分を小売業のように供さないことを前提に、店舗面積に含まない。
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(6) 休憩室	客用休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(8) 便所	便所の出入り口の線（専用の通路がある場合は、その出入り口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室等	外商ないし上得意先に対する業務のみを行う場合であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室、荷扱い場所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 便所	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売り場として取り扱うものとする。
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売り場として取り扱うものとする。
(14) はね出し下下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において自動車、モーターボート等の展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して、飲食良品等の販売を行っている部分は、売り場として取り扱うものとする。
(15) 他の者と共有する部分	大規模小売店舗内の通路等、小売業者が他の入居者と共用している部分は、建物所有者にとっては店舗面積に含み、小売業者にとっては店舗面積に含まない。



× 印は床面積に含まない。